

社会福祉法人三重県社会福祉協議会
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業実施要綱

第1 目的

この事業は、児童養護施設等入所中の者又は里親等への委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、児童養護施設退所者等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

第2 貸付事業の実施主体

本事業は、社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

第3 貸付金の種類

自立支援資金は、生活支援費、家賃支援費及び資格取得支援費とする。

第4 貸付対象者

1 生活支援費

生活支援費の貸付けの対象となる者は、次のとおりとする。

（1）県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）。

ただし、児童福祉法第31条に基づく措置延長がなされている場合、大学等に在学している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者を含む。

（2）新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある就職者（以下、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という。）

2 家賃支援費

家賃支援費の貸付けの対象となる者は、次のとおりとする。

（1）進学者

（2）児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下「就職者」という。）。

ただし、本事業を開始した日から2年を遡った日の属する年度の初日以降に就職を機に児童養護施設等を退所した者、里親等への委託を解除された者、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者を含むものとする。

3 資格取得支援費

資格取得支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内の進学者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）とする。

第5 貸付期間及び貸付額

1 生活支援費

貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する正規の修学期間（病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間を含むものとする。）

貸付額：月額50,000円。（進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在学する期間のうち6か月間については、貸付額は月額80,000円とする。）

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者

貸付期間：6か月間

貸付額：月額80,000円

2 家賃支援費

貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する正規の就学期間（病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間を含むものとする。）

貸付額：1ヶ月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、生活保護制度において厚生労働大臣が定める地域ごとの住宅扶助の特別基準（上限額）を限度とする。

(2) 就職者

貸付期間：退所または委託解除後から2年を限度として就労している期間（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、退所又は委託解除後から求職期間を含む3年を限度として就労している期間とする。）

貸付額：第5の2の（1）の貸付額と同じ。

3 資格取得支援費

貸付額は、資格取得に要した費用の実費とし、250,000円を上限とする。ただし、児童入所措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得費特別加算が支弁される場合には、当該加算額を控除した額を実費とみなす。

第6 貸付申請

1 自立支援資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の（1）から（7）の書類を添えて、児童養護施設等の長又は児童相談所長を経由して所定の期日までに県社協に申請しなければならない

(1) 自立支援資金貸付申請書（第1号様式）

(2) 自立支援資金意見書（第2号様式）

(3) 自立支援資金親権者等同意書（第3号様式）

(4) 自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（第4号様式）

(5) 誓約書（第5号様式）

(6) 世帯全員の住民票（マイナンバーと住民票コード以外の全てが記載されたもの）

(7) 学生証などの本人を確認できる書類の写し

- 2 進学者は、1の書類に加えて次の書類を県社協に提出しなければならない。
 - (1) 大学等に在学することを証明する書類（在学証明書、合格通知書、入学許可書等の写し）
 - (2) 措置契約解除通知書の写し
 - (3) 家賃支援費の貸付を希望する者は、1ヶ月の家賃相当額がわかるもの（賃貸契約書等の写し）
- 3 就職者は、1の書類に加えて次の書類を県社協に提出しなければならない。
 - (1) 雇用されていることを証する書類（在職証明書、雇用（内定・決定）通知書等の写し）
 - (2) 措置契約解除通知書の写し
 - (3) 1ヶ月の家賃相当額がわかるもの（賃貸契約書等の写し）
- 4 資格取得希望者は、1の書類に加えて次の書類を県社協に提出しなければならない。
 - (1) 資格取得に要する費用が確認できる書類（見積書等）
 - (2) 大学等に在学している者は、申請の3ヶ月以内に発行された在学証明書
 - (3) 資格取得費等特別加算の支弁を受けている方は、資格取得費等特別受給証の写し
- 5 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける進学者、または就職者については次の書類を県社協に提出しなければならない
 - (1) 収入の減少状況に関する申立書

第7 連帯保証人

- 1 申請者は、原則として連帯保証人を立てるものとする。
- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む者で、かつ、返還すべき債務を負担することができる資力を有する者であって、原則として県内に住所を有する者でなければならない。
- 3 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。
- 4 連帯保証人を立てられない場合でも、貸付けを受けることができるものとする。

第8 貸付の適否の決定等

- 1 県社協会長（以下「会長」という。）は、申請を受理したときは、別に定める「三重県社会福祉協議会児童養護退所者等自立支援資金貸付審査会設置要綱」に基づき設置する「三重県社会福祉協議会児童養護施設退所者自立支援資金貸付審査会（以下「審査会」という。）」により、自立支援資金の貸付の適否を決定するものとする。
- 2 会長は、前項の規定により自立支援資金の貸付の適否を決定したときは、すみやかに自立支援資金貸付決定通知書（第6号様式）又は自立支援資金貸付不承認通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

第9 借用書の提出

- 1 本事業の貸付を決定された者（以下「借受人」という。）が第8の2により貸付決定通知書を受け取ったときは、借用書（第8号様式）をすみやかに県社協に提出しなければならない。
- 2 借用書の提出にあたっては、借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付するものとする。

第10 自立支援資金の貸付方法

貸付金の交付は、生活支援費及び家賃支援費については毎月、振込により送金するものとし、資格取得支援費については、一括で交付するものとする。ただし、会長が特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

第11 貸付の辞退及び決定

- 1 借受人は、次の（１）から（５）のいずれかに該当したときは、自立支援資金の貸付を辞退しなければならない。また、自立支援資金貸付辞退届（第9号様式）をすみやかに提出するものとする。ただし、借受人が届け出できない事情がある場合は、法定代理人等が行うものとし、以下同じとする。
- 2 会長は、1の事実が確認されたときは、自立支援資金貸付辞退承認通知書（第10号様式）により、借受人に通知するものとする。
 - （１）貸付を受けないとき
 - （２）進学者が大学等を退学したとき
 - （３）就職者が就業先を退職し、再就職の意思がないと確認されたとき
 - （４）資格取得しなくなったとき
 - （５）借受人が死亡したとき

第12 貸付の取り消し

借受人が、虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったとき、会長はその貸付を取り消すものとする。

第13 貸付額変額及び決定

- 1 借受人が、貸付額の変更を希望する場合は、自立支援資金貸付額変額申請書（第11号様式）をすみやかに県社協に提出しなければならない。
- 2 会長は、1の申請内容が確認されたときは、自立支援資金貸付額変額決定通知書（第12号様式）又は自立支援資金貸付額変額不承認通知書（第13号様式）を借受人に対して通知するものとする。

第14 返還すべき債務の当然免除

- 1 進学者
 - （１）大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき。
 - （２）（１）に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続できなくなったとき
- 2 就職者
 - （１）就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
 - （２）（１）に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続できなくなったとき
- 3 資格取得者
 - （１）就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき。
 - （２）（１）に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

第15 返還

- 1 借受人が、次の（１）から（５）のいずれかに該当する場合（出産、育児、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときを除く）は、既に貸付けを受けた自立支援資金に対してのその事由

が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還すべき債務の履行が猶予されたときは、この期間と猶予された期間を合算した期間内とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 自立支援資金を辞退したとき
 - (2) 貸付を受けた進学者が大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
 - (3) 貸付を受けた就職者が、離職して1年以内に再就職しなかったとき
 - (4) 資格取得支援費の貸付を受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき
 - (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により就業を継続することができなくなったとき
- 2 会長は、返還を完了した者に対しては、自立支援資金返還完了通知書（第14号様式）を発行するものとする。

第16 返還すべき債務の履行猶予

1 当然猶予

借受人が、次の(1)又は(2)に該当するときは、以下に掲げる事由が継続する間、返還すべき債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 自立支援資金の貸付を受けた進学者が、貸付を修了した後も引き続き大学等に在学している期間
- (2) 自立支援資金の貸付を受けた資格取得借受人は、次に掲げる事由が継続する期間
 - ① 児童養護施設等に入所又は里親等への委託中であるとき
 - ② 大学等（大学院を含む。）に在学しているとき

2 裁量猶予

次の(1)又は(2)に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還すべき債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 貸付を受けた進学者、就職者又は資格取得借受人が就業しているとき
- (2) 出産、育児、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

第17 返還すべき債務の裁量免除

会長は、借受人が次の(1)から(4)のいずれかに該当していることが確認できたときには、当該貸付に係る返還すべき債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）を(1)から(4)に定める範囲内において免除できるものとする。なお、裁量免除の額は、就業継続した期間を、自立支援資金の貸付を受けた期間（この期間が4年を満たない時は4年とする）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。ただし、(4)の免除額については、返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。

- (1) 死亡又は心身の故障により返還すべき債務を履行することができなくなったとき
返還すべき債務の額の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還すべき債務の額の全部又は一部
- (3) 貸付を受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付を受けた期間以上就業を継続したとき

返還すべき債務の額の一部

(4) 貸付を受けた資格取得者が、1年以上就業を継続したとき

返還すべき債務の額の一部

第18 延滞利子

借受人は、正当な理由がなく履行期限までに自立支援資金を返還しなかったときは当該履行期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき自立支援資金の額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第19 返還明細書

借受人は、自立支援資金の返還をしなくなるときの（返還すべき債務の履行の猶予を受けている期間を除く。）は、自立支援資金返還明細書（第15号様式）をすみやかに県社協に提出しなければならない。

第20 返還すべき債務の履行猶予申請及び承認等

- 1 借受人は、返還すべき債務の履行猶予を受けようとするときは、自立支援資金返還猶予申請書（第16号様式）にその事実を証明する書類を添えて、すみやかに県社協に提出しなければならない。
- 2 会長は、1の申請の事実が確認され、自立支援資金の返還すべき債務の履行を猶予することが適当であると認められるときは、自立支援資金返還猶予決定通知書（第17号様式）により、猶予することが適当ではないと認められるときは、自立支援資金返還猶予不承認通知書（第18号様式）により、借受人に通知するものとする。

第21 返還すべき債務の当然免除の申請及び承認等

- 1 借受人は、返還すべき債務の当然免除を受けようとするときは、自立支援資金返還当然免除申請書（第19号様式）にその事実を証明する書類、業務従事期間証明書（第32号様式）等を添えて、すみやかに会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、1の申請の事実が確認され、自立支援資金の返還すべき債務を免除することが適当であると認められるときは、自立支援資金返還当然免除決定通知書（第20号様式）により、免除することが適当ではないと認められるときは、自立支援資金返還当然免除不承認通知書（第21号様式）により、借受人に通知するものとする。

第22 返還すべき債務の裁量免除申請及び承認等

- 1 借受人は、自立支援資金の返還の裁量免除を受けようとするときは、自立支援資金返還裁量免除申請書（第22号様式）にその事実を証明する書類を添えて、すみやかに会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、1の申請の事実が確認され、自立支援資金の返還すべき債務を免除することが適当であると認められるときは、自立支援資金返還裁量免除決定通知書（第23号様式）により、免除

することが適当ではないと認められるときは、自立支援資金返還裁量免除不承認通知書（第24号様式）により、借受人に通知するものとする。

第23 その他の届け出

- 1 借受人は、次の（1）から（7）のいずれかに該当するときは、すみやかに県社協に届け出なければならない。
 - （1）氏名又は住所を変更したとき
住所・氏名・連帯保証人変更（氏名・住所変更含む）届（第25号様式）
 - （2）休学・復学・留年・退学したとき
修学状況等変更届（第26号様式）
 - （3）卒業したとき
卒業届（第27号様式）
 - （4）勤務状況を変更したとき
勤務状況変更届（第28号様式）
 - （5）求職活動を行っているとき
求職活動届（第29号様式）
 - （6）就業先が決まったとき
就業届（第30号様式）
 - （7）心身に故障が生じたとき
医師の診断書等
- 2 貸付貸与中及び返還すべき債務の履行の猶予を受けている者は、毎年4月1日現在の状況について、4月20日までに、大学在学中の場合は在学証明書（任意様式）を、就職者については在職証明書（第31号様式）を県社協まで提出しなければならない。
- 3 借受人は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、すみやかに住所・氏名・連帯保証人変更（氏名・住所変更含む）届（第25号様式）を県社協に提出しなければならない。

第24 借受人等の責務

- 1 借受人は、「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0031第10号雇用均等・児童家庭局通知）別紙1の「社会的養護自立支援事業」を行う者及び児童養護施設等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。
- 2 借受人及び連帯保証人は、県社協から貸付の要件等に関する問い合わせを受けた時又は各種証明書の提出及び報告を求められたときは、回答又は提出及び報告を行わなければならない。

第25 雑則

この要綱に定めるもののほか、本事業資金の貸付に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。